

注意事項 公告第7号

別 紙

1 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被補佐人又は、被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当します。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、（イ）について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の（ア）又は（イ）に該当する二者の場合。ただし、（ア）については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、その他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 競争参加者として認めない者

- (1) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者の参加は認めない。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 保証金等

入札保証金及び契約保証金：免除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10の金額を違約金として徴収する。損害賠償金は遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1に相当する金額以上を徴収します。

4 郵便入札

(1) 受領期限

令和8年3月6日 金曜日 15時00分まで提出するものとする。

この際、下記契約事項に関する担当者に到着の確認を行うこと。

(2) 提出方法

郵便等により提出する場合、入札書を封筒に入れて封入口及び継目に捺印し、その封筒の表面に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「○月○日○時○分開札（件名・入札書在中）」と朱書する。この際、郵送用の外封筒とは明確に分けるものとする。また、資格結果通知書（写）を同封する場合、郵送用の外封筒の中に入札書の封筒とともに封入する。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額(消費税)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札決定方法

(1) 総品目総額にて決定します。

ただし、消費税相当額を含まない金額とします。入札書及び内訳書は、税抜きの金額を記載して下さい。

(2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とします。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

7 入札の無効

(1) 第1項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札。

(2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札。

(3) 入札書に「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の記載のない入札。

(4) 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承認の上、入札見積いたします。」の記載のない入札。

(5) その他入札に関する条件に違反した入札。

8 契約書の作成

(1) 落札者は落札決定後遅滞なく東北方面会計隊標準契約書の様式に基づき、次により契約書等を作成提出して下さい。

ア 落札した金額に消費税相当額(1円未満の端数がある場合は、切り捨てた金額)を加算した金額が100万円を越える場合は、請書を作成。

イ アの金額が250万円を越える場合には、契約書を作成。

(2) 契約金額は、落札した金額に消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)とします。

9 その他

(1) 入札日時に遅れた者の入札は認めません。ただし、正当な理由であると官側が認めた場合に限り再度入札以降の参加が可能です。

(2) 入札参加者は、資格結果通知書(写)を入札開始前までに直接又はFAX等により提出して下さい。

(3) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出して下さい。

(4) 電報、電話、FAX等による入札は認めません。

(5) 「入札心得等」については、第387会計隊事務室等で掲示します。

(6) 再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札者がいない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参して下さい。

(7) 適用する条項

ア 駐屯地用標準契約書賃貸借契約条項

イ 談合等の不正行為に関する特約条項

ウ 暴力団排除に関する特約条項

(8) その他、入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒960-2156 福島市荒井字原宿1

陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊 契約班

電 話 024-593-1212 (内線564)

FAX 024-593-1212 (内線348)

担 当：菅野 (かんの)

(9) 仕様書・現場等に関する問い合わせ先

福島駐屯地業務隊管理科営繕班 (内線728)

担 当：鷲尾 (わしお)